

平成 27 年度市政懇談会記録調書

対象地区	勝田二中学区
日 時	平成 27 年 6 月 21 日(日)午前 10 時 00 分～午後 12 時 02 分
場 所	市毛コミュニティセンター
参加人数	54 名

内 容 (要旨, 発言, 集約事項等)

事前質問

1. 市毛十文字付近の交通渋滞について (都市整備部)
2. 自治会と関係組織との相関関係について (市民生活部)
3. 通学路の整備・安全対策について (教育委員会, 市民生活部, 建設部)
4. 空き家・耕作放棄の田畑対策について (市民生活部, 経済部)
5. 公園の整備について (都市整備部)
6. 公園の整備について (都市整備部)
7. 避難行動支援者(協力員)について (市民生活部)
8. 自然災害に対する道徳教育について (教育委員会)
9. 空き家対策について (市民生活部)
10. 旧県道 38 号線の速度規制について (建設部)
11. 空き家対策について (市民生活部)

懇談質問

1. コミュニティ組織の範囲 (市民生活部)
2. 旧県道の速度規制と空き家対策について (市民生活部)
3. 避難行動に関わる支援について (都市整備部)
4. 公園整備について (都市整備部)
5. 道路側溝清掃のお礼 (建設部)
6. 道路の速度規制について (建設部)
7. 避難マップについて (震災後の教育指導) (市民生活部)
8. 道路側溝の清掃について (建設部)
9. 自治会と関係組織との相関関係について (市民生活部)

◇事前質問 1（市毛十文字付近の交通渋滞について）

主要地方道那珂湊那珂線市毛十文字に至る交通渋滞について、行政の見解及び対応策等を伺いたい。また、時間帯による堀口地区から市毛十文字に至る交通渋滞についても行政のご意見を伺いたい。

■都市整備部長

県道那珂湊那珂線の国道 6 号との市毛交差点から武田地区にかけては、交通量も多く、朝夕の通勤時間帯に交通渋滞が常態化していることは十分認識しております。市毛交差点からの渋滞は、主道路が国道 6 号であるため、信号機の青灯時間が従道路の那珂湊那珂線と比べ長く、那珂湊那珂線の交通量を処理できないことによっています。抜本的には都市計画決定されている県道那珂湊那珂線の 4 車線化と国道 6 号との立体交差を実現することですが、極めて多数の家屋移転や用地取得が発生し、立体交差の施工時には現在の国道 6 号及び県道の交通を確保した工事が要求される難易度の高い工事となり、莫大な費用がかかり、早期の実現は困難です。また、国道 6 号の朝夕の交通渋滞は水戸市の酒戸交差点付近から断続するもので、立体交差が実現しても、直ちに 6 号国道の渋滞が解消されないことから、国交省では優先的に取り組む考えはありません。

したがって、市としましては、市毛交差点に向かう那珂湊那珂線に左折レーンを増設する暫定的な交差点改良を県に働きかけております。現在の市毛交差点への流入は直進左折と右折の 2 本の走行車線で構成されております。国道 6 号を横断する自転車が多いときは、その横断を待ってから左折車が進行するため、那珂市方面への直進走行ができず、交通容量の低下を招き交通渋滞に拍車がかかっている状況です。このため、直進と分離した左折の走行車線を設置して、交通渋滞緩和をしようとするものです。

この件につきましては、平成 24 年度から県に要望しているところですが、県も財政状況が厳しい折でもあり、未だに実施の回答はいただけていないところです。今後も、県に対して継続して要望してまいりたいと考えております。

◇事前質問 2（自治会と関係組織との相関関係について）

市毛北自治会は、自治会会員数 960 世帯、二中学区地域の輪をつくる会の会員数 775 世帯規模自治会ですが、関係する組織についてお伺いたします。

自治会と自治会連合会、二中学区地域の輪をつくる会とコミュニティ組織連絡協議会、市（各地区）コミュニティセンターの各々の目的・役割、そして相関関係についてお伺いたします。

■市民生活部長

まず、自治会等の組織の目的や役割について説明させていただきます。

自治会につきましては、地域の共同性をもとに組織され、自治機能を持ち公益性のある活動を行っています。

また、自治会連合会につきましては、自治会相互の情報共有や自治会活動の育成、自治会の親睦と融和を図ることを目的として活動おります。

コミュニティ組織につきましては、コミュニティ施設の地域運営やまちづくり市民会議の実施などを行っています。

コミュニティ組織連絡協議会は、コミュニティ組織、相互の情報交換とまちづくり市民会議において提示された課題に対する意見交換などを行い、住みよいまちづくりの実現を目指し活動しております。

いずれの組織におかれましても、目的に沿った運営がなされていると思っておりますが、少子高齢化・核家族化の進む中、生活様式の変化、共稼ぎ世帯の増加などによって地域のつながりが昔に比べて様変わりしております。自治会活動を始め各組織における様々な課題も浮き彫りになってきているところではあります。どのように対応していくかも大きな課題となっております。

これら課題を整理し、もう一步前進するためにも、コミ組織や自治会などと行政で意見を交換し、あるいは提言を頂きながらよりよい地域づくりにつなげて行きたいと考えております。

◇事前質問3（通学路の整備・安全対策について）

地域内市道を「ゾーン30」として設定できないか。また、那珂川堤防側道を速度規制できないか。

枝川小学校の通学道路は、歩車道境界ブロック部分に草が茂っているので、いくつか提案があるので、検討していただき環境美化に努めてほしい。

■教育長

スクールゾーンとは、急増する交通事故から、児童を地域ぐるみで守るために、昭和47年春の全国交通安全運動において提唱されたもので、小学校を中心とする概ね半径500メートル程度を範囲とする交通安全対策強化ゾーンのことです。

市では、小学校区内にスクールゾーンを設定し、安全対策を行っておりますが、ご要望の枝川地区のスクールゾーンの設定及び路面標示については、標示等が不明確な部分もあり、対応について道路管理者、警察と協議のうえ検討してまいります。

■市民生活部長

ゾーン30を枝川自治会内に設定という要望でございますが、まず、ゾーン30の内容についてご説明いたします。

ゾーン30は生活道路が密集する地域一帯を「ゾーン」として設定し、そのゾーン内の最高速度を「30km/h」と規制し、各種事故防止対策を図ろうとするものです。

ゾーン設定の要件は

- (1) 2車線以下の生活道路が密集している区域
- (2) 人口密度が高い人口集中区域
- (3) 通り抜け道路に利用されている等、歩行者等の安全を確保する必要のある区域

(4) 通学路等通学児童の安全確保を図る必要がある区域となっており、警察が設定するものであります。

この案件につきましては、事前に警察と協議を行った結果、枝川自治会内については、自治会のエリアが広く、人口の密集度合いも低いことから「ゾーン 30」として設定することは難しい、との回答をひたちなか警察署よりいただいております。

次に、那珂川堤防側道の速度制限等の規制でございますが、本件につきましても警察の管轄となりますので、当該道路について5月にひたちなか警察署へ申し入れを行いました。

ひたちなか警察署では、現地において通行する車両や道路を利用する人数等の交通量を調査した上で、県警本部へ上申が可能と判断した箇所について上申し、県警本部内の公安委員会において重大事故が発生するような可能性のある緊急性等の高い箇所と判断をされた場合に規制の実施となる、との回答をいただいております。

■建設部長

ご提案の実現のためのご支援はさせていただきますので、地域の皆さま方のご協力も改めましてお願いします。

なお、草刈や危険箇所の把握につきましては、道路パトロールや道路管理課職員により把握に努めておりますが、地域の皆さまから具体的な場所を示していただければ、直迅速な対応が可能となりますので、道路管理課へご連絡をお願いします。

また、狭い道路の拡幅を伴う整備要望につきましては、生活道路の整備を実施しております道路建設課まで関係者の同意を得た要望書を提出していただくようお願いいたします。

◇事前質問 4 (空き家・耕作放棄の田園対策について)

- ・地域内には放置された家屋(空き家)が増加しており、防犯面からも心配。
- ・持ち主が放置したままで、立木などが道路側に被さっており伐採が必要。
- ・敷地内にはゴミも放置されており、放火などの心配。

(改善策)

- ・持ち主への勧告が必要(地元でも居所は不明)
- ・危険と判断できる場所は、無断でも処分ができないか。(行政での対応を)
- ・耕作放棄の田畑に対する対応について

◇事前質問 9 (空き家対策について)

市内各地域に於いて、神社等の火災(放火の疑い)が連続的に発生した事は、記憶に新しい事です。

今後のためにも、市条例化をしていただき、早い対策を願います。

◇事前質問 11 (空き家対策について)

少子高齢化、核家族化の進展により当自治会においても、空き家の増加が深刻化している。国の調査によると県内の空き家は、約18万戸で7戸に1戸が「主なき住宅」

と言われている。政府は、5月の特別措置法の施行によりその対策に前向きに乗り出すようである。ひたちなか市にあっても、条例等の施行により応分の対応が図られるものと理解している。

空き家は、侵入者や不審火の発生など犯罪を誘発するリスクが大であり、住民の安全・安心を揺るがす社会的脅威として懸念されており、国や自治体による対応は、所有者への管理指導を含め緊急の課題と思われる。法のみでの対応は難しい側面もあると予測するが、条例等による強制力（行政代執行）を持たせた形での市の指導力に期待したい。そこで、空き家対策における条例制定を含めた、当面の市側の対応について考え方を伺いたい。

■市民生活部長

本市における空き家対策につきましては、平成25年度に市民活動課内に総合窓口を設置し、情報の一元化を図りながら、各所管課において所有者への働きかけを行ってきております。

昨年の11月には「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、今年5月には、全面施行となりまして、市の役割・権限が明確化され、空き家対策をより推進できる環境が整ったところあります。

現在は、国から示されたガイドラインに基づき、行政指導の対象となる危険度の高い特定空き家を選定するための基準の作成を進めております。

また、法律の施行によって固定資産税等の情報が利用可能となったため、それらを活用して所有者の特定を進めているところであります。

今後の取り組みとしましては、空き家の所有者の適正管理が原則でありますので、特定空き家の所有者に対して行政指導を行ってまいります。助言・指導に応じない所有者に対しましては勧告をするとともに、土地に係る固定資産税が軽減対象から除外されることとなります。

さらに、これら命令にも応じない場合、または、所有者や相続人が特定できない場合には、行政代執行による建物除却を含めた対応を進めていくこととなります。この所有者や相続人の特定には、相当の時間を要すると想定されますが、当面、所有者を特定することを進めてまいります。

また、市民の生命・財産への危険がすぐに及ぶおそれがある場合で、所有者を特定する時間が無い状況においては、何らかの緊急措置が必要であると認識しております。

これらの課題については、対応策を十分に検討し、今年度内を目途に条例を制定してまいりたいと考えております。いずれにしましても、空き家対策の推進にあたっては、地域の方々との連携が不可欠でありますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■経済部長

現在、本市の農地面積（田・畑）は、枝川地区を含め市内全体で3,718ヘクタールございますが、その内、73.6ヘクタールが耕作放棄地となっており、農地面積の約2

パーセントを占めている状況となっております。

これらは、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、基幹農産物である米の価格の下落などにより、農業をやめられる方や経営規模を縮小される方が増えているのが、主な要因と考えております。

本市では、毎年、耕作放棄地を確認するため、各地区の農業委員及び市職員による農地パトロールの実施や、農地利用状況調査を行いまして、耕作放棄地の把握に努めており、その結果、危険性のある耕作放棄地が確認された場合には、随時土地所有者に対し、文書にて農地の適正な管理についてお願いをしているところです。

ご指摘のとおり、耕作放棄地につきましては、環境面や安全性において問題があることは十分認識しておりますが、耕作放棄地となっております田畑は、個人所有の財産でございますので、無断で管理することは出来ないことから、土地所有者に管理していただくことを原則としており、近隣にお住まいの方から通報があった場合等につきましても、同様に土地所有者に対し適正管理をお願いしているところです。

一方で、年々増加傾向にある耕作放棄地対策としまして、現在、市では、放棄された農地を新たな耕作者が再整備し、耕作した場合、「耕作放棄地流動化補助金」を交付し、対応しているところです。いったん荒れてしまった農地の再生は、借り手となる農家を見つけるのが困難なことから、大変厳しい現状ではありますが、平成26年度は市内全域で86アールの田畑で本事業を実施して頂きました。

今後も引き続き、農地パトロールの強化や補助制度の活用を行うとともに、JA等の関係機関と連携を図りながら、耕作放棄地の解消に努めてまいりますので、ご理解下さい。

◇事前質問5（公園の整備について）

津田東地区の区画整理事業が完了してから、8年目を迎えます。この間若人を中心に世帯数は順調に増えてきています。

事業計画では、同地区内に4つの公園を設置することになっており、平成20年に第1公園、平成22年に第3公園、平成24年に第4公園が完成し、地域住民の憩いの場、子ども達の遊び場として利用しています。

つきましては、残りの第2公園予定地はいつ着工する計画となっているのでしょうか。この8年間、公園化を心まちに草刈りしてきた近隣住民にとって、早い時期での着工、完成を願うものです。

■都市整備部長

日頃、津田東自治会の皆さまには、公園予定地も含めた4つの公園の除草にご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

公園の整備は、各地区のバランスや優先度を考慮しながら順次進めているところです。現在、公園の未整備箇所が40公園ございまして、これらを整備するには、予算の確保と多くの時間が必要となります。したがいまして、平成24年度の第4公園整備の際に、第2公園と第4公園の優先順位のご判断を自治会へお願いし、第4公園の整備をさせていただいたところでございます。

ご質問の第2公園の整備時期につきましては、平成32年度以降となりますが、当面の公園予定地の有効利用を図るため、地元自治会と協議の上、5月末に敷地の整地を行ったところです。今後、利用する上で何かお気付きの点がございましたら、公園緑地課とご相談下さるようお願いいたします。

◇事前質問6（公園の整備について）

武田地区において、公園が整備されているのは仲坪公園のみである。仲坪公園は、子ども達の遊具遊び、高齢者のグランドゴルフ、さらに夏祭り会場として多くの住民の方の「ふれあいの場」となり、十分活用されている。

しかし、仲坪公園は武田地区で唯一の公園のため、非常に混み合っていることと、距離の離れた住民からの使い勝手が悪い問題がある。そこで、区画整理が進んだ久保地区及び、原地区の公園予定地の整備を進めていただきたい。

■都市整備部長

武田地区において、整備されて利用されている公園は武田仲坪公園だけであり、武田地区の方には不便をおかけしております。久保公園の予定地につきましては、事業地内の工事に伴う資材置き場として使用しております。見直し終了後、平成29年度より見直しに伴う工事を開始する予定であり、当面は、資材置き場として使用する必要があります。また、同様に武田原公園予定地につきましても、現在、土砂のストックヤードとして利用しており、その土砂は今後事業地内近傍地の盛土箇所に使用する計画であり、それまではストックする必要があるところです。武田土地区画整理事業地区につきましては、宅地化が進んだ地区であり事業の施工上そうした用地が必要となること、また、見直し後の事業につきましては、10年程度で完了させることを目標としておりますので、ご理解をいただきたいと考えます。

なお、位置的にはご要望の趣旨から離れますが、武田湫尾公園の予定地につきましては、現在、資材置き場・ストックヤード・湫尾神社の駐車場として利用しておりますが、今後、空地として利用していただくことは可能かと思われますので、利用については事業を所管する区画整理一課とご相談いただきたいと存じます。

◇事前質問7（避難行動配偶者支援について）

現在の支援状況は、高齢者が高齢者を支援している。最近の若い方は、共稼ぎ、子育てのため協力いただくのは難しい。行政として何か計画方針があるのか。

■市民生活部長

避難行動要支援者支援制度の対象となる方は、65歳以上の一人暮らしの方のほか、障害をお持ちの方や、介護認定を受けている方などとなっており、現在3,470名の方が登録をされております。そのうち、65歳以上の高齢者の方の登録は、2,539名で、登録者全体の約73パーセントとなっております。

また、要支援者の支援体制につきましては、自治会や民生委員・児童委員のご協力

のもと、要支援者1名に対し2名の地域支援者を決めていただいているところではありますが、高齢化や共働き世帯の増加などにより、支援者の確保が困難な地域もあることから、班、組単位でのグループ支援方式による支援をお願いしているところでもあります。

市といたしましては、今後も高齢化の進展により要支援者の増加が想定されることから、支援体制の強化、充実について、地域のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

◇事前質問8（自然災害に対する道德教育について）

日本国は自然災害大国である。3.11以降、毎日のように新聞をはじめテレビ・ラジオ等々で自然災害が報道されている。学校の授業または別な方法で、訓練や指導等がなされているか。

■教育長

小・中学校における自然災害の学習については、特に理科の授業において、火山や地震、気象の学習を通して災害について考える場がございます。

また、道德の授業においては、学ぶべき内容項目として、「自然に対する畏敬の念」があり、文部科学省が発刊している道德の教材である「私たちの道德」の中にも、自然の猛威や神秘について考え、自然と調和しながら生きる必要性を訴えるページが位置付けられております。その他、この「私たちの道德」には、先の東日本大震災についての生徒の作文も掲載され、生命の尊重についても深く考える機会となっております。各小中学校では、これらの教材やその他の資料を活用し、人間の力を超えた自然に対する畏敬の念や命の尊さについて考えを深める学習を行っております。

さらに、市内の小・中学校においては、どの学校においても災害発生時の危機管理マニュアルを作成し、年に3・4回程度避難訓練を行っており、その中で地震発生を想定した避難訓練を行っております。特に震災後は、各学校で、また、学区内の小・中学校合同で保護者への引き渡し訓練を実施するなど、より実践的な訓練を行っております。今後もこれらを充実させ、3.11を教訓として、自然災害発生時に自ら判断し、適切に行動できる児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

◇事前質問10（旧県道38号線の速度規制について）

津田西地区内の周辺道路の旧県道38号線及び市道を含め、30Km/hの速度規制を願いたい。

■建設部長

速度規制につきましては、茨城県公安委員会の権限となっております。所轄の警察署から県警本部へ上申し、茨城県公安委員会に申し入れることとなります。

ご要望の津田西地区内の速度規制につきましては、地元の皆さまの懸案事項として受け止め、所轄のひたちなか警察署と協議しながら調整してまいります。

司 会

それでは、これより懇談に入ります。

本懇談会を実り多いものとするために、多くの方よりご発言をいただきたいと思います。質問やご意見を簡潔に 1 件ずつお話しただけですと円滑な進行ができるかと思えます。ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

◇懇談質問 1（コミュニティ組織の範囲）

コミュニティ組織というのは、具体的に言ったら一体どういうことになるのでしょうか。たとえば、民生委員の会とかそういうふうなものは関係するのでしょうか。コミュニティ組織というのが漠然として、分からなかったのですけど。

■市民生活部長

コミュニティ組織というのはかなり範囲が当然広くて、一つ一つ事細かいことはお答えすることは出来ませんが、中学校単位でのということになりますので、そこに関わる組織、団体すべて含まれているということになります。

◇懇談質問 1

社会福祉協議会なんかはどうなのですか。

■市民生活部長

自治会の下部組織、ということになると思うので含まれるということになります。

◇懇談質問 2（旧県道の速度規制と空き家対策について）

旧県道の速度規制、それから空き家対策ということで 2 件お願いしまして、そのうちの建設部長から話を承りました。この話は、実は長年の課題でございます。当初は西警察署にも出向きました。前任の自治会長さんの方々と、諸先輩の努力で色々働きがけしました。しかしながら、縦割りといいましょうか、市と公安委員会と、そして県あるいは警察署、別々に取り組んでいるような認識でございましたので、中々はかどりませんでした。今回、今の建設部長さんのお話によりますと、警察署、それから県警、そして最終的には県の公安委員会、そちらのほうへ上げていただいて、やっていただけそうであります。実は今 40 キロの所と、津田駅に向かう所は無制限になっておりますので、60 キロで走っていいわけです。津田駅から上がってきて、津田第一自治会に向かうところは 30 キロなのです。したがって、西山自治会、あるいは第一自治会を中心とする循環道路だという認識であれば、もう幹線道路はできているわけがありますから、4 車線の湊、木の倉線が、ですから本当に言ってみれば我々生活する上で生活道路なのです。したがって、40 キロという速度規制、あるいは 60 キロで走れという部分は、是非とも 30 キロで規制していただくように発展的期待をしてよろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。

◇懇談質問3（避難行動に関わる支援について）

まず一つは、避難行動これに関しては、ガイドラインは生活安全課の方から出ておりました、これは指針ということで三つほど出ておりました。一つは人に対して協力すると、私共の地域を調査したところ、今年度、非常に高齢者が多い。今1,500人位の人口で、500世帯。これは自治会としては標準だろうと思います。その中で、65歳から25パーセントの率になっております。ここで25パーセントといえ、一人に何人位だという率が出るわけで、その中で今高齢化が進んでいる中で、若い人は景気が良くなったということで、奥さん連中はパートにでて勤めております。そのようなことで昼間は年寄りばかりなのです。

その中で、どのように我々がやっていくかということなのですが、私も防災士として色々考えて案はあったのですが、この指針は生活安全課で出しておりますが、その他にも色々な冊子を読ませていただきました。今回この中で提案がありまして、グループで支援しましょう。というのも生活安全課の方で三つ提案しており、その中で一番いいと市で考えているグループというのは常会とか地域のグループなんかを考えていると思いますが、この中でも常会という表現ではなくグループとなっている。出来れば今グループという数字は常会に置き換えると、大体最低でも8所帯、うちでも7所帯位です。最高では17所帯位あります。この中に市の方で出した提案で、三番目に私は共感しました。私も防災士の関係上、色々地域を歩たり、今日も消防で来ておりますが各地域の自治防災会の訓練、そういうものに参加して指導しております。その中で色々な地域を見ましても、かなり年配者が多いので一人の人のケアをどういうふうにするか、どこの地域でも考えていると思います。景気が良くなってきましたから。実際そういうふう若い人は家にいません。年寄りが年寄りを見るという制度をやっぴりどのように考えているか、常会などグループで見るという事をお願いしたいと思います。

◇懇談質問4（公園整備について）

先ほど尋ねた公園整備について、久保公園を平成29年度から整備していただけたということで、非常にありがたいお言葉をいただきました。ただ、そのあとちょっと聞きづらかったのですが10年ほどで完了と聞いたのですが、どの程度までが10年なのかということと、合わせまして、湫尾神社の脇を使用できると言いましたが、逆に湫尾神社の脇を資材置き場にさせていただいて、仲坪公園の方は町の中にありますので、そちらの方を早めにと手はないのかな、ということをおもいましたので質問させていただきました。

■都市整備部長

こちらの質問の数が多かったもので、説明が早口になってしまい聞きづらく申し訳ございませんでした。公園のことにつきましては、先ほど申し上げた二箇所については、今の現況のまま工事関係で使わせていただきたいということでございます。

10年と申し上げましたのは、平成29年度から見直しに伴う工事に着手して、武田地区全体の完了は、その後約10年位を目標に終わりにしていきたい、ということで申し上げさせていただきました。その中で、事業が進んでいく中で用地の方が確保出来る状態になれば、そちらの方も使っていただけるようになるのかなというふうに思うところでございます。湫尾公園の方は、工夫をすればそこを空けていくことが今の段階でも出来ていくのかなと思われまますので、ご要望の方は別の所ということでありますが、そちらのご利用なら何とか対応出来るかなということで申し上げた所でございます。所管しておりますのは区画整理一課になりますので、そちらとご相談いただいて、どういうふうにしていけば使っていくことができるか、又、どういうふうに使いたいということがあるでしょうから、ご相談いただければなと思うところでございます。

◇懇談質問5（道路側溝清掃のお礼）

地域内の、おさえん川周辺の住民から、悪臭の苦情が数年前から出ております。今年度も、市民活動課経由で河川課に申し入れました。河川課と環境保全課が連携し、環境保全課ではすぐに現場の立入調査を行い、その調査結果と市としての今後の対応について報告していただきました。報告は真剣な取り組み内容であり、早速、おさえん川周辺の皆さまに報告しました。この度は、迅速に取り組んでいただき、この場をおかりしまして関係者の皆さまに御礼申し上げます。ありがとうございました。

◇懇談質問6（道路の速度規制について）

枝川で交通問題が出ておりますが、それと同じ問題が市毛でも起こっております。川崎電機から小場江の方へ降りていく道路30キロなのですが、その小さい道路は何の表示もしていないのです。そこを飛ばしていく車が多い。堀口の人はどうしておられるかという、自分の所で30キロの標識を作って田んぼに立てておられるのです。それで、環境保全課に、そういうのを立てていいかと尋ねたら、立てる電柱は無いということなので、堀口と同じやり方を取ってよろしいでしょうかと、とにかく今の状態では車が飛ばしすぎるので、非常に不安に思っております。私は一応、民生委員をやっておりますから特にそのようなことが気になります。よろしく願います。

■建設部長

速度規制につきましては、先ほど申し上げたように最終的には公安委員会の方で決定します。ただいまの言っている場所が分かりませんので、要望書を道路管理課の方へ出していただければ警察署に要望してまいります。この会議が終わりましたら場所を確認させて下さい。

◇懇談質問7（避難マップについて（震災後の教育指導））

先ほど教育長からお話がありました、震災後の教育指導の中で、私いろんなところを歩いてまして、つくば市なのですが小学生にマップを渡しております。この中を見

ますと、小学生が中身を分かっているかどうか、色々訓練し教育をしているということですが、市の方で生活安全課が出している防災マップ、あれは非常に見やすいですが、小学生にはどうかと疑念もあります。そこで、小学生のマップ手帳をつくば市では作成しているので、それを参考にして作成してはどうか。これを一つ提案したいと思います。

それと、お父さんとお母さんと一緒に訓練すると、たとえば保護者会に来た時に行なう。これは一理あります。たとえば両親が居ればいいですが、片親しか居ない時には子どもさんとは一緒に出来ない、こういうことを考えると保護者会には無理があるのかなと私は思います。そういう意味でもその辺は考えていただいて、訓練というのは学校の先生方が負担にならないように、保護者も一緒に訓練するというのも必要でしょう。ですから、各自治会でやっているときにもお子さんが沢山訓練に来ております。お母さんとかお父さんと来ています。是非ともその辺を参考にして、そのような案があるということをお話ししときます。要望でございます。

◇懇談質問 8（道路側溝の清掃について）

実は何年も前からお話しているのですが、お墓の脇に側溝を造っていただいたのですが、勝田二中の桜の葉っぱが網の中から入って、それを市役所の方へ届けてもやっていただけないのですが、それは全部地域がやるのですか、それとも市でやっていただけるのですか。いまだに側溝が詰まったままなのですが、それを検討していただきたいのですが。

■建設部長

側溝の土砂の堆積につきましては、基本的には自治会の方をお願いしているのですが、場合によりましては、市の方で対応いたしますので連絡していただければと思います。

◇懇談質問 8

前にも何回も連絡しているのですが、やっていただけないのですよ。

■建設部長

現場を確認して、すぐにやります。

◇懇談質問 8

お願いします。

◇懇談質問 9（自治会と関係組織との相関関係について）

自治会と関係組織との相関関係、ということで提案させていただきました。我々、自治会に関わる人間として、地域の総括的な組織として頑張らなければならないというふう感じて日頃から活動しておりますが、最近、具体的に言いますと、コミュニティの組織の方に総括的な組織ではないかと思われる市民会議とか、市民憲章とか等がどんどん降りてきております。そうした中で我々とどういう関係にあるのだろうと、

頭の方が整理出来なくなっております。このようなことについて、私なりに調べてきましたところ、途中の議論で具体的な関係について、自治会はコミュニティ組織の一部であるという考え方、それから、いくつか束ねているので上部団体ではないかという考え方。それから、会費を取った別々の独立した対等な組織ではないか、といった議論がございまして、この辺を行政がどのように捉えて、今後リードしていくつもりなのかどうかということが一つの趣旨でありまして、これは中々難しい問題だと思います。私も色々調べましたところ、実は、昭和 62 年の 11 月に当時の区長協議会の方から、自治組織と再編委員会というのが出ておりまして、一つの指針が出されております。その中でいくつかの課題が出ておりますけれど、その中にも、役員等が兼務しているということもございまして、このコミュニティ組織と自治組織の関係というのは非常に曖昧になりがちだというのが、約 29 年前の指針の中でも言われております。その他、住民の参加の問題、三位一体なのかどうかとか、それぞれの組織が持っている環境部会とか、憲章の中にも環境部会がある、コミュニティ組織の中にもある、自治会にもある、この辺の連携も課題であると、この 29 年前にも書かれております。

当初からいくつかの大きな課題が出ております。そういった意味で、更に遡れば約 28 年前に昭和 35 年 2 月に行政組織整備委員会というのが設置されまして、この辺が今の組織のスタートのようでございます。こういう歴史を辿っているようでございます。

したがって、先程の自治会とコミセンの関係はどうなのだという事はともかくとしまして、一つの提案としまして、現在ある指針が昭和 62 年 11 月のものであるならば、約 29 年経過しておりますので、我々自治会も高齢化の問題など課題がございますので、是非 30 年の節目ということもございまして、ここで指針としてまとめたいただいたものをいただけないか、というのがご提案であります。やはり自発的な組織というのは増えていると思いますが、半ば強制的なような自治会のような組織を守っていきませんと、中々不安定な感じもいたしますので、是非、関係各位集まって指針を示していただければ大変ありがたいと思います。法律で動かすことも出来ませんし、かといって自由でいいというわけにもいきませんので、是非、指針等の機能を活かして頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

司 会

最後に、懇談のまとめを市長より申し上げます。

■市 長

貴重なご意見をいただき、また日頃の対応について確認していただくこともあったかと思っております。まとめという事ありますから私の方から若干問題提起も入るかも知れませんが、私なりの今後の取組みをお話させていただきたいと思っております。

冒頭にも触れさせていただきましたが、まさに高齢社会になっているので、これま

での仕組みではやりきれないことが目立ってきていると思います。昨日も二箇所市政懇談会をやりましたけど、ほぼ同じような意見が出ました。

昼間若い人達は地域にいない、これは四年前の震災のときも実際にはそういうことが問題になりましたけれども、昨日ですらね 65 歳以上を年寄りにするのはやめにしてはどうかと話が出ました。人によりますので、あんまり年齢で区切る分けにはいきませんが、今の 65 歳は昔の 50 代じゃないかと意見がありましたが、ですからお年寄りがお年寄りを助けるというのは、お年寄りの中には元気な方とそうでない方というわけですから、先程グループでの支援というのが有効ではないかとお話がありましたけど、元気で助けられる人がいつかは自分が助けられる側に立つというようなことや、ルールの中で仕組みを作っていくことに私はなるのではないかと思います。なにか基準を決めてこの通りやらなければならないということで、地域の仕事がほとんど出来たためしはありませんので、地域でその時代の移り変わりと言いますか、状況の中で一つのルールや考え方を整理していく必要が本当にあるのではないかと考えております。自治会から離れてしまう人、また脱会してしまう人もこの二中学区でもおそらくいると思います。そういう方に対して、どう対応するかと言う事も昨日お話がありました。

ご存知だと思いますが、ひたちなか市には自立と協働のまちづくり基本条例があります。基本的に、地域のことはそれぞれ市民が主体的に役割を担ってやるほうが、いい社会になりますということを基本に作ったものです。もちろん、市長や議員は真面目にやれと書いてある条例です。それを前提にしたうえで、各市民の方々がそれぞれの地域での役割を担っていただくということです。その中で、自治会の加入を義務付けてはどうかという議論もありましたが、それも一つのやり方として理解出来なくないですが、その当時は、自主的に動いてきた自治会活動なので、そこまで強制力やニュアンスは持たせないほうがいいのではないかというのが、条例を制定した時の市民や市の考えであります。その後の状況の中でどう考えるのかということですよ、自治会の組織率が 75 パーセントから更に下がって 60 パーセント台になった時にどうすんだということ、そういうことも確かに真剣に考えなければならないと考えております。これは時代や状況が変わっている中で、その辺の対応の仕方というものを常に考えなければならないと思います。

今、コミュニティ組織と自治会との関係についてのご質問やご提案があったわけがありますけども、私、この問題については、あまり深く問題意識は深く感じてこなかったもので、どういうことなのかお聞きしたいと考えておりますけれど、特に旧勝田は、中学校単位にコミュニティ組織を進めようと一つの了解の基にやっています。自治会というのは、基本的に 300 から 400 世帯、もっと大きいものは 1,000 世帯を超えるものもありますけれども、その自治会だけでは解決出来ない様な問題、そしてまた、ある一定規模が必要な地域のまとまりとして小学校単位や中学校単位の組織があってもいいではないか、ということで取り組んできたものでありますし、その一つの活動

の拠点として各公民館があったわけで、それが今コミュニティセンターに切り替わりました。それは地域の活動の拠点であるということを中心に意識させていただいて、広い意味では生涯学習ですが地域活動の拠点としてコミセンを位置づけて地域運営に取り組んでいただいたということで、市民会議もまちづくり基本条例にうたっており、これも色々実は考え方がありますが、市全体として市民会議を一つあるべきではないかという考え方もあります。条例でははっきり言うておりません。今は、各中学校単位のコミュニティで市民会議が組織されています。そこで、その地域での課題や問題、そして自分達で解決出来るものは自分達で解決する。当然、役所や他の機関がやるべき事については、役所に対してそれなりに要請し働きかけ、そういう意味で市民会議というのが作られていると思います。ですから、自治会の中で議論をして、解決出来ない問題については中学校単位のコミュニティではどうか、そうすると色々な人がいますから、その中には、たとえば福祉のボランティアで活躍している方もいます。この二中学区でいえば、最初に申し上げましたが高齢者の交流サロンでいうと、ワイワイふれあい館があり、市内であんなに大きな規模ではやっていないと思います。それから、市毛の子どもふれあい館にしても、放課後の児童館としては中々ほかにはないですね。そういうノウハウを持っている人がいるので、二中学区はある意味では問題解決にとっては色々な人材が結構いらっしゃる地域だなと感じており、そういう問題によっては中学校単位で問題を提起し解決していく場にしていただければと思います。それは地域によっても、どういうふうに組織を運営するか知恵の出どころだと思えます。どんな形がいいのか一概に言えないのは、コミュニティと自治会の関係を果たしてどう再生していけばよいのかという問題提起をそれ程はっきり受けたことがありませんでした。ですから、二中学区で色々お考えになっていること、また、他の地区についても様々な問題を探らせていただきたいと思いますけれども、いずれにしてもコミュニティの活動拠点として、コミセンも地域運営になったわけがあります。また、基本的にあまりガチガチのルールとかで決めるということでは基本的にはないということやってきたつもりでいますので、具体的にまた問題提起がありましたらお願いをしたいと思います。

それから、道路交通の問題について随分ご指摘がありました。これも当たっているかどうか分かりませんが、みなさん若い頃、車を自分で運転していた頃はさほど思わなかったかもしれませんがね。高齢者になってきて、周りを見ているとこんなに車が勢いよく走っていていいのかと、いうふうに感じているところもあると思います。それだけ交通弱者と、そうではない方とのギャップを埋める対策が求められているのだと話を聞いて感じました。

あえて申し上げさせていただきたいと思いますが、学校における教育の問題や災害の問題、そして交通の問題にしても子どもの頃の教育が大切だということも、そのとおりだと思いますし、教育委員会にもしっかりその点は自覚していると思いますけれど、実は、4月から教育委員会に関わる法律制度が変わりまして、市長も教育に関

して一定の関与を持つということになりました。総合教育会議というのを設けて、そこを主催するのは市長で、教育の大きな方針について議論をします。ただ中身について、義務教育で何をしろとか、教科書は何にすべきだ、とかいうことまでは市長の仕事ではありません。また、教員は県の職員ですから小中学校の先生の給料は県から払われておりますので、意外に知っていない方がいると思いますが、学校の建物を造って施設管理しているのは市です。先生方は、県の教育委員会の人事で行なっております。いま学校の統廃合の問題がでています。どういうことかということ、非常に子どもが減って小規模校がでていくということなので、具体的に言うと平磯と磯崎の二つから自治会長さん達を中心に、小学校の統合を検討してほしいと要望が地元から出ました。それで阿字ヶ浦についても、保護者の方から規模が小さすぎるし、よい面もあるが平磯と磯崎と阿字ヶ浦を一緒に考えてもらった方がいいのではないかと、その中でちょっと中身は難しいのですが小中一貫校という提案もあるのではないかと。そうすれば、そこに人が住んでくれるのではないかなど、いろんな絡みがありますが、そういう議論がされております。私も教育に関して、今までもノータッチということではありませんでした。学校の規模の適正化については私なりにしっかり向きあわせていただきたいと思います。

枝川小学校についても、規模からいうと小規模ですから課題や問題意識は私でもしっかり持っていますし、地元の方もそれなりに持っておられると思います。いま学校生活の中で、子ども達が集団生活を経験する中で何が求められていて、何が不足しているのかということも冷静に議論した方がいいのではないかと思います。ただ断わっておきますが、私、学校が統合したことでお金が浮くという発想は全く持っておりません。学校の先生の給料払っているのは県ですから、県の方は統合しろと真っ先に言って指針を出しているわけです。市はそこまで言っている訳ではありません。でも今、何人小学校に入学したか、そういうことを色々考えながら少し広い意味でも検討しなければいけないと思います。私はお金が無いから仕事はやらないとかですね、そういうことはなるべく言わないようにしています。頭の使いようでかなりカバー出来ますので、泣き言、言い訳になってしまうので、職員にも言わないようにしております。そういう問題もあるということも、ここの地域の方の頭の中に入れておいていただきたいと思います。少し具体的にご提案もさせていただくことも考えなければいけないのではないかなと思っております。学校というのは、その地域の中心ですから、コミュニティが小学校単位なのか中学校単位なのか、市によっても違います。小学校単位で行なっている所は多いと思いますが、学校自体が無くなることについて、色々な思い入れがあるということも充分理解する所ではありますが、教育環境という面で検討させていただいている状況であります、ということを入りに入れていただければと思います。

また、あまり関係の無いお話をさせていただくつもりはないのですが、安全安心ということで昨日二ヶ所実施した所が出た問題ですが、東海第二原発の再稼動をめぐっ

でどうなっているのかとご質問がありました。いま避難計画など県の方で示したものをみなさんも新聞紙上でご存知かも知れませんが、実際問題として非常に先程から問題になっている本当の意味で弱い立場の人、動けない人に誰が手を差し延べるかという避難計画を作るのには残念ながら至っておりません。そして、東海村は5キロ圏内ですからかなり真剣に考えておられるでしょうけど、風向きによっては避難方向も変えなければいけないのではないかと、そうすると県の計画では、ひたちなかは南の方向に逃げるようになっておりますけれど、その時、東海村はどうするのということになり、その辺でまた混乱が起きる可能性もあります。ですから、東海村も早急に避難計画をまとめると言っておりましたけれど、どうやらちょっと先延ばしにしているようですが、私はある意味で当然ではないかなと思います。みなさんピンとこないかもしれませんが、子ども達に対する健康被害の関係で、安定要素剤を事前に配布すると言っております。いま5キロ圏内はすべて事前に配布すると国や県は言っております。5キロ圏内だけ事前に配布して、5キロ圏内より遠いところは事故が起ってから配布するみたいなことになっているが、私はそんなことは絶対出来ないと思っておりますので、これは事前に配布すべきであると国や県に申し上げています。医者の立会いや問診が必要だと言われており、かなり手間がかかることだと思います。いずれ5キロ圏内に配るかどうかということで、報道が出ると思いますが、その時、ひたちなか市は何をしているのか、ということがあるかと思いますが、今そのようなやりとりを實際させていただいている状況であります。

ご質問に無いこととお答えしてしまいましたが、いずれにしても、市内全体で市政懇談会を行ったときに出てきている問題や学校の問題について、特に湊地区を中心に来週ですけれどもかなり話は具体化しなければいけないのではないかと、いう状況にもなっております。そのようなことも念頭におかれて、市に対してご提案いただきたいと思っております。なにぶん限られた時間でありましたので、私、毎回言うのですが、今日だけが市政懇談会ではありませんので、365日開けと言っているつもりなので、今日帰ってから気が付いたこと、役所に今日連絡しても中々いるとは限りませんが、是非そのようなご提案を賜りますようお願いをします。まだまだお話ししたいこと、聞きたいこと、あったのではないかとなんとなく私は肌で感じておりますが、今日はご勘弁をさせていただいて次に繋がせていただきたいと思っております。貴重なご意見をいただいたこと、また、具体的にそれぞれに対応させていただくことを改めてここでお約束させていただいて、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。